

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

新産業創出等推進事業促進計画

令和 3 年 4 月 20 日作成

令和 6 年 4 月 1 日変更

令和 8 年 4 月 1 日変更

福 島 県

1 計画の位置付けと目的

- 「新産業創出等推進事業促進計画」（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定に基づき、「認定福島復興再生計画」に即するとともに、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」に適合して定める計画である。
- 本計画には、法第 84 条第 2 項各号に定められた内容の他、事業者に期待する取組の例などを記載している。
- 本計画は、個人事業者又は法人（以下「事業者」という。）が、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域¹（以下「イノベ区域」という。）における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（以下「新産業創出等推進事業」という。）の実施を促進するための計画である。
- イノベ区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（以下「新産業創出等推進事業促進区域」という。）内において新産業創出等推進事業を実施する事業者は、新産業創出等推進事業の実施に関する新産業創出等推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、新産業創出等推進事業の用に供する減価償却資産の取得等、原子力災害の被災者である労働者等の雇用又は開発研究用資産の取得等をした場合には、国税及び地方税の特例の適用を受けることができる。
- 県は、本計画に基づき、新産業創出等推進事業促進区域において、事業者の新産業創出等推進事業の実施を促進することにより、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の推進を目指す。

¹ 認定福島復興再生計画に定める区域。いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の 15 市町村をいう。

2 福島イノベーション・コースト構想について

- イノベ構想は、東日本大震災、特に東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、経営力・技術力の強化等による地元企業の新たな事業展開や取引拡大と、企業や人材等の呼びみやイノベ構想の拠点・企業等への来訪者等の増加等による交流人口の拡大による域外からの新たな活力の呼びみを両輪で進め、企業数・生産人口等の「活動者数」の増加のみならず、時間や人の単位当たりの「生産性」の向上を図ることで、イノベ区域において自立的・持続的な産業発展を実現するとともに、その効果を県全体にも波及させ、世界に誇れる福島の復興・創生を目指す。

- このため、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めていく。
また、イノベ構想を今後より加速化・具体化し、持続的に発展させていくため、新たな3つの視点として「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」を掛け合わせることにより、これらの取組を総合的に進めていく。

3 新産業創出等推進事業促進計画の目標及び期間等

(1) 目標

- イノベ構想の推進により、イノベ区域においては、拠点の整備やプロジェクトの具体化、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に向けた取組が進められ、避難指示の解除の時期等の違いにより進捗に差はあるものの、被災企業・農業者のなりわいの再開や、新規立地・雇用創出が進んでいる。
- しかし、イノベ区域における経済活動は、全体としては回復しつつあるものの、依然として全国水準の伸びを下回っており、双葉郡8町村のみならず避難地域12市町村で見ても、経済活動の回復が遅れている。
今後、イノベ区域における自立的・持続的な産業発展を実現していくためには、こうした産業・なりわいの再生や、企業誘致にとどまるのではなく、事業者による新たな研究開発や技術開発、先進的な技術の活用による新たな製品・サービスの開発や実証・社会実装等、イノベーションを創出し新たな価値を生み出す取組を促進していくことが必要不可欠である。
- このため、本計画では、かかる取組を促進することが産業集積の形成及び活性化において特に有効であると考えられる新産業創出等推進事業促進区域において、中核となる事業として認められ得る研究開発等の取組の一層の促進により、その結果として、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。

(2) 期間

- 認定福島復興再生計画においては、「第3期復興・創生期間」である令和8年度から令和12年度までの5年間を計画の期間としている。
- 認定福島復興再生計画に即して作成する本計画においては、計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

(3) 新産業創出等推進事業促進区域

- 新産業創出等推進事業促進区域は、「新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域」という法の趣旨や、イノベ区域内の市町村の各種計画や意向を踏まえ、イノベ構想の重点6分野に関連する別紙1-1並びに新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中

核となる事業に関連する別紙 1 - 2 のとおりとする。なお、避難指示区域の見直しや解除に伴う復興計画の変更があった場合には、必要に応じて新産業創出等推進事業促進区域の改廃を検討する。

(4) 対象業種

- 「新産業創出等推進事業」の対象となる業種は、イノベ構想の重点 6 分野並びに新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業に関連する別紙 2 の業種（日本標準産業分類〈令和 5 年 6 月改定〉〈令和 6 年 4 月施行〉【小分類】）に属するものとする。

4 新産業創出等推進事業の実施を促進するため新産業創出等推進事業促進区域において実施しようとする措置等

3 (1)の目標を達成するため、新産業創出等推進事業促進区域においても、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」のイノベ構想の3つの柱に加え、「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の3つの視点を掛け合わせ、重点6分野並びに新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業について、国や市町村等と連携して以下のとおり取り組む。

(1) 廃炉

① 現状と課題

令和元年12月、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が取りまとめられ、2041年～2051年度までの廃止措置完了へ向けた廃炉作業が進められている。

この廃炉作業は、中長期を見通した大型プロジェクトを安全第一としながら、着実に進めていくフェーズに移行してきている一方で、放射線の影響により技術的に高いレベルが求められることから、機械工学的に世界で最も過酷な環境という声もある。

こうした中、前例の無い廃炉作業を安全・迅速・確実に進めるための研究開発も必要であり、そのためには、廃炉関連産業に携わる事業者や担い手の不足や、発注側の企業と受発注する地元企業との繋がりの不足、廃炉関連の人材育成等が必要である。

特に、地元企業の参画の拡大においては、一般作業や放射線管理など、現時点でも多くの地元企業の参画を確保しているが、今後も相当規模の廃炉作業が継続する見通しの中で、長期的な視点を持ち、地元企業の技術力を向上させることで、関連産業の更なる参画が促進され、廃炉という新分野に対する研究開発等の取組が進むことが期待される。

そして、廃炉現場での活用を想定して生まれた技術が人々の暮らしの課題を解決する等、社会実装を一層進めることにより、新たな産業の芽を育て、イノベ区域に技術や人材を根付かせていくとともに、社会課題解決のための技術が持続的に創造されるイノベーションの地となることを目指す。

一方で、他産業・他分野における技術やノウハウを廃炉現場に応用する取組事業も平行して促進するとともに、廃炉分野への地元企業の参入支援や実用化の推進等必要な取組を進める。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、廃炉措置完了に向けた人材育成、発注側の企業と受発注する地元企業との連携、地元企業の技術力の向上等が必要である状況を踏まえ、事業者においては、廃炉に伴い必要となる新たな廃棄物の保管容器等の設備や資材等の製造、廃炉に資する研究開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 廃炉に伴い発生する放射性廃棄物の保管容器の製造
- 廃炉に用いる機材の新たな操作訓練等に必要な資材・備品の製造
- 廃炉に資する遠隔ロボットの研究開発
- 廃炉に用いる設備や部材の開発
- 廃炉に用いる設備や部材のメンテナンス技術開発
- 廃炉に資する効果的・効率的かつ継続的な人材育成
- 廃炉に伴う高効率な建設・解体等の作業 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が整備した廃炉研究に係る3つの拠点等との連携を促進し、廃炉分野での実用化の推進や、参入を考えている県内企業等に対し、令和2年に創設した福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局による企業間のマッチング支援や地元企業の競争力強化に向けた支援等を実施している。

また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子力発電所の取組と連携しながら、新たな事業への地元企業の参入支援等、地域振興に取り組む。

(具体的な施策例)

- 今後数十年続く東京電力福島第一原子力発電所の廃炉について実用化の推進等必要な取組を進めるとともに、発注側の企業と受発注する地元企業を効果的につなぐことで地元企業の参入を促進する。
- 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉についても、東京電力福島第一原子力発電所の取組と連携しながら、地元企業の参入支援等、地域振興に取り組む。
- 廃炉関連産業に参入を希望する企業に対して、技術支援や資格取得支援、現地見学会の開催など、企業のレベルアップや人

材育成について支援する。

- 発注側の企業と受発注する地元企業とのネットワーク形成を図る。 等

(2) ロボット・ドローン

① 現状と課題

原子力災害に伴う廃炉・除染に当たり、人が高線量下で作業するには限界があるため、遠隔操作できるロボット・ドローン技術が必要とされている。これを受け、本県では、平成 25 年度に「福島県廃炉・除染ロボット技術研究会」を立ち上げ、平成 27 年度には「ロボット産業革命の地 ふくしま」を掲げるなど、ロボット産業集積に取り組んできた。

福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）を中心に、ロボット・ドローンの研究開発・実証を行う環境が整いつつあり、特に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクトでは、ドローンの1対多運航を実現する機体・システムの要素技術の開発が行われる等、RTFが先進の研究開発・実証等で活用されている。

一方で、社会実装に必要なRTF外の環境は不十分であり、今後、RTF周辺に、民間による“協調領域”への投資が進めば、イノベ拠点としての更なる競争力向上が見込まれる。

さらに、連携“絆”特区に指定されたことを踏まえ、ドローンのレベル4によるエリア単位飛行を活用した市街地での物流事業という先駆的な取組の社会実装を目指しているが、企業が参入しやすい環境づくりを行うことが重要である。

今後は、RTFという実証の場があるという優位性を活かした企業誘致や地元企業の参画を更に進めるとともに、社会実装に向けて“協調領域”への投資が進むことでイノベ拠点としての競争力向上を図り、イノベ区域が開発・実証・社会実装の世界最先端の拠点となることを目指す。

また、原子力災害によって人口減少や高齢化が顕著に表れており、ドローン、空飛ぶクルマのほか自動運転や新たなモビリティサービス等による物流や交通手段の確保、ロボットやAI技術を活用した各産業の担い手の確保等が課題である。

今後は、廃炉・除染に係る課題、人口減少や高齢化から生じる地域課題等を解決していくために、RTFを核として、新たなロボット・ドローン技術の研究・開発に向けた取組を行う事業者の集積を更に加速させ、中長期的には、無人航空機の運航管理（UTM）機能やドローン電波調整機能、重大事故への事故調査機能等、RTF

が国内ドローンの研究開発・制度執行のメインプレーヤーとしての役割を担い、ナショナルセンター化を目指す。これらの成果を企業の生産性向上や労働力の補完に繋げるとともに、得られた成果を県全域さらには全国に波及させる。

加えて、ロボットによる家庭、教育、福祉及び農林水産業をはじめとする地域産業への貢献やドローンによる配送等、実証・実装された成果を生活の利便性向上や社会課題解決につなげていく。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う廃炉・除染作業や、人口減少、高齢化に対応する先進的なロボット・ドローン技術の開発と社会実装を目指す必要がある状況を踏まえ、事業者においては、廃炉・除染ロボットや高性能ロボット・ドローン、空飛ぶクルマ等の開発、ロボット・ドローンに関連した新たな部品等の製造・供給、ドローン等を用いた新サービスの開発やこれらを担う人材育成等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 廃炉・除染にあたり、高線量下で作業が可能な遠隔操作ロボットや、ドローン等による線量計測技術の開発
- 長距離飛行が可能なドローン、自動走行による物流ロボット、低遅延の遠隔操作が可能なロボット等、高性能ロボット・ドローンの開発
- 空飛ぶクルマ等最先端技術の開発・実用化
- 軽量で耐久性のある素材、超精密な部品等、ロボット・ドローンに関連したこれまでにない新たな部品等の製造・供給
- ドローン等を用いた新サービスの開発や、農業、警備等の他分野での応用
- ロボット・ドローンの開発や製造等、上記を担う人材の育成等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、インフラ点検・災害対応ロボットやドローンの目視外飛行、空飛ぶクルマ等、R T Fに優位性があり、活用が特に見込まれる分野において、企業の立地や地元企業の参画を更に進めるとともに、R T Fを始めとしたイノベ区域がロボット・ドローン分野の開発・実証・社会実装の世界最先端の拠点となることを目指すことにより、ロボット・ドローン関連産業の集積・育成を図る。

(具体的な施策例)

- R T F を拠点として、イノベ区域全体でロボット・ドローンを活用する開発・実証・社会実装を行いやすい環境整備を進める。
- R T F がロボット・ドローンの技術基準、運用ガイドライン等の規格作成など制度整備や制度運用に資する拠点となるよう政府・関係機関と連携する。
- 災害対応ロボットや、ドローン、医療機器等の広義のロボットまでを対象とした地域復興に資する実用化開発を推進する。
- 企業のニーズに応じた特色ある技術支援や進出企業と地元企業のマッチングを行う。 等

(3) エネルギー・環境・リサイクル

① 現状と課題

原子力災害以降、本県では「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念として掲げ、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～」(令和3年12月改訂)、「福島新エネ社会構想」(平成28年9月策定、令和3年2月改定)、「福島新エネ社会構想加速化プラン 3.0」(令和7年9月に策定)に基づき、イノベ区域を始め、県内全域を対象に、再生可能エネルギーの導入拡大、関連産業の育成・集積に向けた取組を進めてきた。

そして、再エネと水素を中心にイノベ区域において多様なプロジェクトが進んでおり、再エネの系統連系のための共用送電線の整備や発電設備の導入等の取組、地元企業の風力発電関連部品産業への進出やメンテナンス企業への立地等が進んでいる。

今後は、多様な主体による分散型エネルギーシステムの構築を拡大させていくため、分散型エネルギーリソースである蓄電池の低コスト化や、A I を活用したエネルギーマネジメントシステムなどのさらなる技術開発や実証等を進める必要がある。

また、世界有数の再生可能エネルギー由来水素製造実証拠点である福島水素エネルギー研究フィールド(F H 2 R)が令和2年に開所し、域内で燃料電池自動車に水素を供給する複数の定置式商用水素ステーションが設置されるとともに、バス、トラック、移動販売車等燃料電池自動車が運用されるなど、水素モビリティの導入も拡大しつつある。

また、国立研究開発法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所(F R E A)、福島国際研究教育機構(F - R E I)、福島大学水素エネルギー総合研究所等との連携による研究開発・人材育成や、エネルギー・エージェンシーふくしまによる伴走支援等

を通じた、県内企業の水素関連産業への参入促進と関連企業誘致を推進しており、水素社会の実現に向けた動きは進み出したところである。一方で、水素の製造コストが高いなどの課題があることから、更なる研究開発を進める必要がある。

環境・リサイクル分野については、大熊町にリサイクルセンターが設立される等、企業の立地が進んでいる。

これまでの取組内容を更に加速化するため、イノベ区域が有する再エネ・循環経済等の潜在力を活かし、世界の脱炭素の動きを先取りして、再エネ電力・グリーン水素・リサイクル等、域内の資源を活用した事業や関連産業の誘致・拡大を進めることで、新規雇用創出・産業集積を図り、「脱炭素資源の供給拠点区域」としてのブランド化を通じて、更なる企業誘致につながる好循環を目指す。

一方で、廃棄物の効率的な処理体制やリサイクルなどに要するコストなどに課題があることから、産学官の連携を図るとともに、今後、需要が見込まれる太陽光パネルや蓄電池などの有用金属等のリサイクル技術の開発を始め、イノベ区域で発生した大量の廃棄物であるリサイクル資源をセメントや砕石などへ再生し、路盤材や建築材などに加工する技術開発、国内外で注目されている生分解性プラスチックの技術開発など、環境・リサイクル関連技術の実用化・事業化に向けた技術開発・実証等を進めていく必要がある。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力に依存しない社会づくりに対応する新たな再生可能エネルギーの導入拡大や、関連技術の開発・事業化などが必要である状況を踏まえ、事業者においては、再生可能エネルギー関連産業分野における新たな技術の開発や、環境・リサイクル技術の実用化開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 太陽光発電設備のメンテナンス技術開発
- 太陽光発電システムの発電効率の向上や低コスト化に向けた研究開発
- 海外風車メーカーに適合した部材の開発
- 風力発電設備のメンテナンス技術開発
- 木質ペレット・チップのコスト低減に向けた技術開発
- 水素のモビリティ分野や産業分野等における活用に向けた研究開発
- 水素製造コスト低減に向けた研究開発
- 蓄電池の低コスト化に向けた研究開発

- AIを活用したエネルギーマネジメントシステムの実証等
- 再生可能エネルギー・水素・環境リサイクル分野における関連部品等の事業化を見据えた新たな技術開発
- 太陽光パネルや蓄電池などの有用金属等のリサイクル技術の開発
- イノベ区域で発生した大量の廃棄物であるリサイクル資源をセメントや砕石などへ再生する技術開発
- 再生資源を路盤材や建築材などに加工する技術開発
- 生分解性プラスチックの技術開発 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や「福島新エネ社会構想」も踏まえた、新たな再生可能エネルギーの導入拡大に向けて新たな技術の実用化開発に向けた支援などを進める。

また、エネルギー・エージェンシーふくしまを核として、FRE Aなどの関係機関と連携を図りながら、企業が行う研究開発や技術実証を支援するとともに、企業間のネットワーク構築から、新規参入、人材育成、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援することにより、再生可能エネルギー・水素関連産業の面的・広域サプライチェーン構築を図る。

さらに、産学官が連携を図りながら、先端的なりサイクル技術や環境への負荷の低減に資する原材料や部品の開発などを促進していく。

(具体的な施策例)

- 福島送電株式会社が整備を進める共用送電線について着実に進めるとともに、福島県再生可能エネルギー復興推進協議会の活動を通して避難地域等の復興に資する活動を行う。
- 水素ステーションの導入や燃料電池自動車を始めとした水素モビリティの普及促進に向けた支援を行う。
- 産学官の連携による風力メンテナンス人材育成・技術開発の県内拠点化を図る。
- 県内企業が行う市場のニーズに応じた再エネ技術開発経費を助成するとともに、事業化・製品化に向け、技術開発前からのビジネスプラン策定や開発後のフォローアップ、販路拡大まで一体的に支援する。
- 先端的なりサイクル産業の創出に向け、産学官のネットワーク構築や、企業連携による新たな技術の実用化開発等を支援する。

- 水素需要の拡大を図り、より強靱なサプライチェーンを構築するために、水素を「はこぶ」「つかう」ことに対して支援する。
- 県、福島大学、県内企業の産学官が連携して、水素関連技術の研究開発や人材育成に関する取組を行うことで、県内企業の水素関連技術の向上と高度人材育成を図る。 等

(4) 農林水産業

① 現状と課題

ロボット技術や環境制御システムなどの開発・実証を進め、これらの先端技術等を取り入れた先進的な農林水産業（プロセスイノベーション）を全国に先駆けて実践し、イノベ区域の農林水産業の復興再生を図っていくとともに、開発・実証された先端技術等の成果について、県内全域での技術の社会実装を促進する必要がある。農業については、避難指示解除の時期により、営農再開の進捗が大きく異なる状況にあるものの、農地の大区画化・汎用化等に資する復興関連のほ場整備等を契機として、新たな担い手となる企業の参入や担い手への農地集積の動きも進んでいる。

一方で、担い手不足や激化する産地間競争の中で持続的に経営可能な地域農業を確立するため、将来を担う新たな担い手の確保とともに、先端技術の導入等による生産性の高い経営の展開や、広域的な付加価値の高い農産物の産地形成等が必要である。

引き続き、省力的・高収益な生産技術体系や農業者の組織化・法人化等を通じた広域的な産地形成を進めるとともに、先端技術を活用した大規模農業を促進し、地域の新たな基幹産業として農業生産と加工が一体となった農業・食品産業クラスターの創出を目指す。

また、畜産については、家畜飼養頭羽数及び飼料作物作付面積が震災前の水準まで回復していないことから、大規模復興牧場の整備や先端技術の導入及び耕畜連携を推進しつつ、今後、新たな高収益畜産経営モデルの展開を支援する。また、自給飼料生産体制の整備や広域的な連携を通じ、外的な要因からの影響緩和による持続的畜産経営を進めていく。

林業については、森林内の放射性物質の影響等により、十分な森林整備に取り組めていない地域がある。また、全国から高い評価を得ていたきのこ原木栽培については、原木林再生や原木きのこ生産再開に向け、試験研究や実証事業に取り組んでいるものの、震災前の生産水準からは大きく減少している。

今後は、放射性物質対策を更に進めるとともに、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等による省力化・効率化やICTを活用し

た生産体制の構築、製造技術の高度化促進等による収益性の向上と森林所有者等の営林活動の意欲向上を目指す。

水産業については、多種多様な魚介類が豊富に水揚げされる好適な漁場を有していることや、首都圏から比較的近いことから高鮮度な水産物を供給できる地理的優位性等の強みを有している。

令和3年3月に試験操業が終了し、本格的な操業に向け、生産から流通、消費における様々な取組の結果、水産業の再生は着実に進んできたものの、水揚げ金額は震災前の水準からは大きく減少したままであり、今後も水揚げの増加が課題となっている。

また、内水面の遊漁については、イノベ区域の複数河川では引き続き再開されていない等の課題もあるなか、従来漁獲されてきた魚種が減少する一方で、これまで漁獲が少なかった魚種が増加しており、海洋環境の変動に伴う水産資源の変化が見られている。さらに、組合員の減少等による漁協経営の悪化や物価高騰による養殖業の経営負担も見られる。

今後、ICTを活用した漁業の効率化や新たな種苗生産・放流技術の開発・実装等を進めるとともに、水産物の高鮮度・高付加価値化や販路拡大等の取組を促進する。

また、各分野の国内外における風評の払拭に向けて、生産から流通、販売に対する適時、適切な対策を強力に展開し、確固たるブランドの確立を図るとともに、輸出の更なる拡大を推進する。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害の影響により休止等を行った農林水産業の再開に対応する新たな担い手の確保や、効率化、高付加価値化を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、ICTやロボット技術等を活用した超省力・大規模生産方式の導入や市場競争力のある新商品の開発等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- ほ場の大区画化など機能向上が図られた水田における、ICTやロボット技術等を活用した水稻の超省力・大規模生産方式の導入
- ICTを活用して温度、湿度等の生育条件の管理等を行う環境制御型施設園芸の導入
- ICTを活用した効率的な和牛肥育、放牧監視、繁殖管理、大規模飼料生産システム等の導入
- 土地利用型園芸作物の生産から販売までを一貫して取り組む収益性の高いビジネスモデルに必要な機器の導入

- 林業用ロボットの開発・導入、ICTを活用した森林整備体制の構築
- 木材の新たな利用技術の開発・導入
- ICT技術等を活用した操業の効率化、水産物の高付加価値化、資源管理手法の開発・導入
- 担い手不足に対応できるICT・IoT機器等の開発等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、新たな担い手の確保・育成、先端技術を活用したスマート農業・スマート林業等の技術開発や、実証や社会実装の促進、生産から流通・販売に至るまでの総合的な取組による「ふくしま」ならではのブランドの確立、生産から流通・加工などを含めて高付加価値生産を展開する産地の形成等を目指す。

(具体的な施策例)

- (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構による企業の現地案内や企業と地域とのマッチング等、地域内外からの参入促進に向けた取組を行う。
- 農地の大区画化、用排水路等の整備、農業の担い手への集積・集約化の促進を行う。
- ロボット技術や環境制御システムなど先端技術の開発・実証を行う。
- 先端技術や高性能機械等の導入支援を行う。
- 水産流通・加工の設備等の導入支援を行う。等

(5) 医療関連

① 現状と課題

イノベ区域では原子力災害による避難を契機として子育て世代を中心に避難生活が継続するなど高齢化や生産年齢人口の減少が急激に進行している。

また、多くの医療機関や介護施設が休止に追い込まれ、避難指示解除後には再開の動きも出てきているが、医療機関の再開状況は震災前の30%未満にとどまっており、医療・介護人材の不足を含めた医療福祉サービスの低下や老々介護など社会的課題が全国に先行する形で現れている。

こうした状況の中、医療機器分野について、平成28年に開所したふくしま医療機器開発支援センターは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の地域連携拠点に採択されたことを契機に、ハブ拠

点として全国の研究機関や大学等と連携し、医療機器の開発を推進している。

高齢化社会が進む中、これまでイノベ区域で行われてきた実用化開発・実証の取組を苗床とし、研究開発から事業化まで一貫した支援を図ることで、新しい産業として地域に根付いていくとともに、他分野からの参入の促進を通じて、さらに産業として広がりを見せることが見込まれる。特に、ITやAIの技術を活用したプログラム医療機器の開発が進んでおり、今後、市場規模が急速に拡大することが予想されている。ふくしま医療機器開発支援センターを核とした本県の参入支援により、IT関連のスタートアップ企業やベンチャー企業等の集積が期待できる。

今後は、当センターが、企業会員が主体の福島県医療福祉機器産業協議会や一般社団法人福島県薬事工業協会、また、地元自治体等の関係機関との連携により企業の研究開発や新規参入への支援に取り組むとともに、実用化開発・実証プログラムによる新しい技術や製品について、地域に普及させるなど、イノベ区域における医療関連の企業活動の活発化を通じた産業振興と、その成果による医療・福祉的な地域課題への貢献を同時に図っていくことが必要である。

さらに、これらの取組が先進的な事例として、同じ課題を抱える全国や近い将来少子高齢化が見込まれる海外における課題解決のモデルとなるよう、情報発信や販路開拓等もあわせた一体的な支援に取り組むことにより、取組の効果を最大化させていく必要がある。

医薬品分野は、近年の技術革新により市場規模が世界的に拡大している産業である。浜通り地域では、バイオ医薬品の製造工場が複数整備されつつあり、更なる医薬品関連産業の集積により、地域の振興が期待されている。

また、これまで福島県立医科大学に整備された医療・産業トランスレーショナルリサーチセンターの研究・開発により、多くのベンチャー企業が輩出されるなど、医薬品関連産業の集積に取り組んできたところであり、今後は、これまでの研究成果等を活用し、新規治療薬等の実用化に向けた創薬関連企業の取組を支援するなど、医薬品関連産業の更なる集積・振興と浜通り創薬関連産業コミュニティの形成を図る。

さらに、住民一人一人が安心して医療サービスを受けられる環境の実現や、心身ともに健康な生活の実現に向けて、デジタル等を活用したヘルスケアや介護も含めた医療関連サービスの実証や官民連携による医療関連サービスの充実を進める。加えて、医療関連実証企業からの相談対応や、施策のプロモーション等により、実証企業の呼び込みを進めるとともに、広域的なサプライチェーン構築や

地域間連携の取組を進める。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う医療福祉サービスの低下や、老々介護などの社会的課題に対応する医療関連企業の活発化と地域課題への貢献を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、新たな医療福祉機器の開発や改良、新たな医薬品の研究や製造等の取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 在宅医療向けの可搬型X線撮影装置や介護支援コミュニケーション用ロボット、医療・介護従事者の負担を軽減するアシストスーツやAI等先端技術を用いたオンライン診療システムの高度化等、新たな医療福祉機器等の開発・実証や製品の事業化
- 開発した医療福祉機器等をイノベ区域の医療機関や高齢者福祉施設等に導入し、現場からの意見やニーズを踏まえた製品の改良
- TRセンターがこれまでに開発した創薬に有効な抗体やタンパク質マイクロアレイの2つの基盤技術を活用した新たな抗体医薬品等の創出に向けた研究・開発及び製品化と製造拠点の設置 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センター等の拠点の機能を最大限活用し、医療関連産業の振興と併せて、新しい技術や製品の活用による地域課題の解決に取り組んでいく。

(具体的な施策例)

- 福島県医療福祉機器産業協議会等を通じて医療関連分野へ参入する企業に対して、支援制度や技術動向等の情報提供を行う。
- ふくしま医療機器開発支援センターが企業等とのマッチング支援や規制等に対応するための専門人材によるコンサルティング支援等を実施する。
- ふくしま医療機器開発支援センターが製品の安全性評価試験による更なる技術開発への支援、企業訪問による課題解決の支援及び利用料金の減額などを行う。

- 医薬品関連産業の更なる集積・振興と浜通り創薬関連産業コミュニティの形成 等

(6) 航空宇宙

① 現状と課題

「福島県商工業振興基本計画」(令和3年12月策定)において、次世代を担う産業の新たな柱の一つとして、航空宇宙を位置づけており、実際に、イノベ区域には、航空機用エンジンの製造を行う中核企業を始め、航空宇宙分野の国際認証規格であるJIS Q 9100、Nadcapを取得する企業が多く立地しており、宇宙スタートアップも集積しつつある等、更なる集積の可能性を有する地域となっている。

イノベ区域における航空宇宙産業の育成・集積に向けて、「普及・啓発」、「研究会活動の活性化」、「認証取得支援」、「人材育成支援」、「取引拡大支援」といった参入の段階に応じた必要な施策等を講じている。また、公設試験場に高度先進機器を導入し、参入に必要な技術研修等を通じた、イノベ区域に立地する企業の技術力の向上、高度人材育成の支援強化等に着実に取り組んでいる。

また、ReAMプロジェクトでは、空飛ぶクルマの実飛行環境(温度・湿度・圧力)を模擬した条件下での環境試験技術の確立を目指す取組が行われる等、RTFが先進の研究開発・実証等で活用されており、実証環境も整備されている。

このような中、令和6年に経済産業省が策定した「航空機産業戦略」では、収益性が高く規模の大きい市場(ボリュームゾーン)において、海外完成機メーカーと伍する立場で、国際連携による完成機事業の創出を目指していくことが掲げられており、とりわけ航空機産業は、高い技術力が求められるとともに、多額の設備投資等の初期投資が必要とされる等、参入障壁が高い分野であることから、官民一体となった持続的な取組が必要である。

引き続き、地元企業や進出企業の設備投資や海外市場を含めた販路開拓、人材確保・育成等を戦略的に推進することで、更なる産業集積を目指す。

空飛ぶクルマについては、「空の移動革命に向けたロードマップ」(平成30年策定、令和4年改定)において、RTFを空飛ぶクルマの試験飛行拠点として活用・整備、研究・人材育成等の機能拡充等に取り組むとされており、空飛ぶクルマの実証や関係企業の誘致による関連産業の集積を推進する。

宇宙産業については、内閣府の「宇宙基本計画」(令和5年改定)において、「2020年に4.0兆円となっている市場規模を、2030年代の早期に2倍の8.0兆円に拡大していくことを目標とする」と

掲げている。宇宙産業が成長を実現するためには地域経済の力が不可欠であり、地元企業や進出企業が国際競争や企業間競争を勝ち残り、サプライチェーンの構築・強靱化することが重要であることから、官民での取組を強化する必要がある。

このため、スタートアップを含む宇宙関連企業同士で共用することが望ましい“協調領域”に対し、宇宙分野はその開発段階が各社で様々であることに留意し、“モデル”（量産準備段階）と“モデル候補”（実証段階）がそれぞれ抱える課題を整理の上で支援していくことが重要である。

今後は、イノベ区域における更なる産業集積やサプライチェーンの構築等において、航空宇宙分野の発展のために求められているコスト改善や環境対応における先進的な取組を進め、他地域と比較した競争力強化を図っていくため、航空機のプライムメーカーやサプライヤーからの新たなニーズに応え得る、航空分野における温暖化ガス排出削減や省エネ等のためのエンジンの効率化や機体の軽量化等の技術開発や実証等による「脱炭素化」や、自動化、高信頼性確保、省力化等に繋がる自動運転やスマート工場化等の技術開発や実証等による「デジタル化」に向けた先端技術の研究開発や導入が必要である。

また、宇宙分野については、はやぶさ2における開発等の知見を活かし、さらなる極限環境等における宇宙探査等に利活用できる製品等の開発や、民間宇宙利用の促進に資するコストパフォーマンス等に優れた部材等の開発等が必要である。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、原子力災害に伴う産業復興政策の一つに掲げられた航空宇宙分野の更なる産業集積やサプライチェーンの構築等においてコスト改善や環境対応等の技術開発や実証等の促進を図る必要がある状況を踏まえ、事業者においては、最先端技術の研究や社会実装への参画、高い技術力を必要とする開発等の取組が期待される。

（事業者に取り組んでいただきたい取組例）

- 電動航空機やバイオ燃料、水素活用技術開発、新素材を活用した機体軽量化による脱炭素化に向けた最先端技術の研究
- 航空機部品の組立・製造工程におけるロボット等の活用によるスマート工場化などの実現に向けた取組
- 小惑星探査機「はやぶさ2」のような高い技術力を必要とする国家プロジェクトのための研究・開発
- 人工衛星の小型化や低コスト化に向けた民間企業による取組

組のための研究・開発

- 空飛ぶクルマの開発・実証 等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、航空宇宙産業への新規参入や地元企業の取引拡大への支援を重点的に行うとともに、福島県ハイテクプラザ等による人材育成や企業立地支援策を活用した域外からの企業の呼び込み、航空宇宙分野に取り組む企業の取引拡大や技術力向上のための支援等に取り組んでいく。

(具体的な施策例)

- 新規参入に必要な国際認証の取得や既に航空宇宙分野に取り組む企業の取引拡大、設備投資、技術力向上のための支援を行う。
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が必要とする技術ニーズと地元企業等が有する技術とのマッチング等の取組を行う。
- ハイテクプラザの高度先進機器を活用した実践的な技術研修などを通じた地元企業の技術支援を行う。
- 複数の工程を地域の企業間連携を通じて一貫して受注する地域クラスターの形成及びクラスター全体の工程設計・管理を行う中核となる企業育成に向けた取組を行う。 等

(7) 新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業

① 現状と課題

これまでのイノベ構想の取組により、イノベ区域では、産業集積や様々なイノベーションの芽が着実に生まれ、域内における経済活動は、全体として回復しつつあるものの、依然として全国水準の伸びを下回っている。今後、全国と比較しても遜色ない水準の経済成長を実現していくには、この流れを持続・拡大させ、今後も継続して域内での起業・創業や県外からの企業進出が進み、こうした企業の経済活動が地元の既存企業の活動にも波及効果をもたらし、結果として、地元企業や進出企業がいずれも持続的に稼げる好循環を生み出すための環境整備が重要である。そのためには、地域の特性に応じた新たなイノベーション・投資の実現、それらを支えるサプライチェーンや共創的なコミュニティの構築を進めていく必要がある。

しかし、原子力災害に伴う働く場や都市機能の喪失等による生産年齢人口の不足や域内の消費の落ち込みは、15年が経過した現在も続いており、震災後に進出した企業等や農林水産業をはじめ各産業において、担い手・人手不足等に直面している。継続的にイノベーション・産業集積を創出していくためにも、イノベ区域の子どもたちの育成の他、首都圏等からの若手人材を含む新たな活力を呼び込み、交流人口・関係人口の拡大、ひいては移住・定住も視野に入れつつ、企業の定着も見据え、まずはすべての前提となる生活者の日々の暮らしを再建し、向上・持続させるとともに、地域の稼ぎにつなげていく必要がある。

そして、「地域の企業が主役」となり、最先端分野だけでなく、地域に根ざした産業や宿泊、飲食業等の分野を含め、地元企業が幅広くイノベ構想に参画し、点から線、線から面へと、地元企業と進出企業の連携を広域的に進め、県全体にも効果を波及させながら、地域的な産業集積を図っていくほか、域外からの新規参入や新たなチャレンジ等によるイノベーションの創造と、地域企業を包含した「面的なサプライチェーン」の構築により、相互に裨益するシステムの実現が必要である。

なお、避難指示の解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、避難指示が解除されたばかりで、ようやくスタートラインに立った地域もあれば、未だに帰還困難区域を抱え、経済回復をはじめとした復興の遅れに影響が出ている地域もあることに留意すべきである。

② 事業者の取組に期待すること

本計画の1及び3に記載した目的・目標の達成に向け、イノベ区域における現状と課題を踏まえ、4(1)～(6)の取組の他、イノベ区域の産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして、重点6分野に係る事業を行う者との取引が見込まれる取組又は重点6分野の集積に資する取組、具体的には、

- ・産業の自立的・持続的発展の実現に寄与する取組
 - ・面的サプライチェーン・共創的コミュニティの構築に寄与する取組
 - ・安心して暮らせる生活環境の整備に必要な取組
- のいずれかに該当する取組が期待される。

(事業者に取り組んでいただきたい取組例)

- 廃炉に資する設備や部材の製造や点検等の事業
- CTや放射線治療装置などの医療関係機器の製造に必要な部品の製造

- エネルギーの地産地消に寄与する再生可能エネルギーを用いた発電プラントの維持管理等の事業
- 水素モビリティの製造販売等
- 運送業等における水素の活用を行う事業
- ICTやロボット技術を活用しイノベ区域内において生産された農作物の販売・加工
- 次世代のバイオマス発電又はバイオ素材の開発に必要な農林水産物の生産・提供
- ロケット・空飛ぶクルマの研究開発に必要な研究施設等並びにその研究開発に必要な部品等及び開発された製品を製造する工場の建設並びにこれらの施設の維持・管理
- ロボットやドローンの改良や量産化に資する設備や部材の供給
- イノベ区域において開発・実証された技術や、実用化された新たな技術を導入、活用した事業
- イノベ区域内における居住・滞在拠点となる宿泊施設・飲食施設・商業施設その他のイノベ区域の活性化に寄与する施設の整備、運営に関する事業
- 安心して暮らせる生活環境に必要な医療・福祉、教育・子育て等に関する事業
- イノベ区域内の各地域を含む面的なサプライチェーンの構築に求められる交通、物流等の事業
- 共創的コミュニティの構築に求められるインキュベーション施設等の運営等

③ 事業者の取組を支援するための施策

上記②の事業者に期待する取組を一層促進していくために、県は、企業の呼び込みの促進に向けた産業基盤の整備や、安心して暮らせる生活環境の整備に取り組んでいく。

(具体的な施策例)

- 広域的な連携の下、企業の呼び込みの促進に向けた産業基盤の整備、安心して暮らせる生活環境の整備を進める。
- 重点6分野における戦略的サプライチェーンの構築を促進する。
- 域内外、国内外への販路拡大や、周辺サプライチェーンからの調達拡大による量産体制の確立等、事業展開段階の販路拡大等バックアップ体制を構築する。
- 地域実証・公共調達の試行等、共創的コミュニティとも連携した実証の行いやすい環境を整備する。

- ビジネス交流会等を通じた先進的な企業のイノベーションと地元企業との連携を図り、イノベ区域内外の企業間のマッチングを促進する。
- 大学等とイノベ区域の市町村および事業者が継続的な関係構築を進めることができるよう環境整備を促進する。
- 地域主体のまちづくりや地域コミュニティづくり（受け皿の創出）の取組を強化する。
- 福島ならではの教育や教育環境の更なる充実に取り組んでいく。 等

5 新産業創出等推進事業実施計画の認定等に当たって

- 新産業創出等推進事業を実施することにより課税の特例の適用を受けようとする事業者は、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化に寄与する事業活動等について記載した、新産業創出等推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、その他必要な書類とあわせて知事に申請すること。

- 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が、実施計画を変更しようとするときは、知事の変更の認定を受ける必要がある。

- 認定事業者には、実施計画の実施状況について、事業年度（個人事業者は暦年）ごと終了後1か月以内に報告書の提出を求める。

- 認定事業者は、認定を受けた実施計画どおりに事業を実施していないと認められる場合、認定を取り消されることがある。